情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）

平成21年8月24日（月）
午前9時30分から11時
官邸3階南会議室

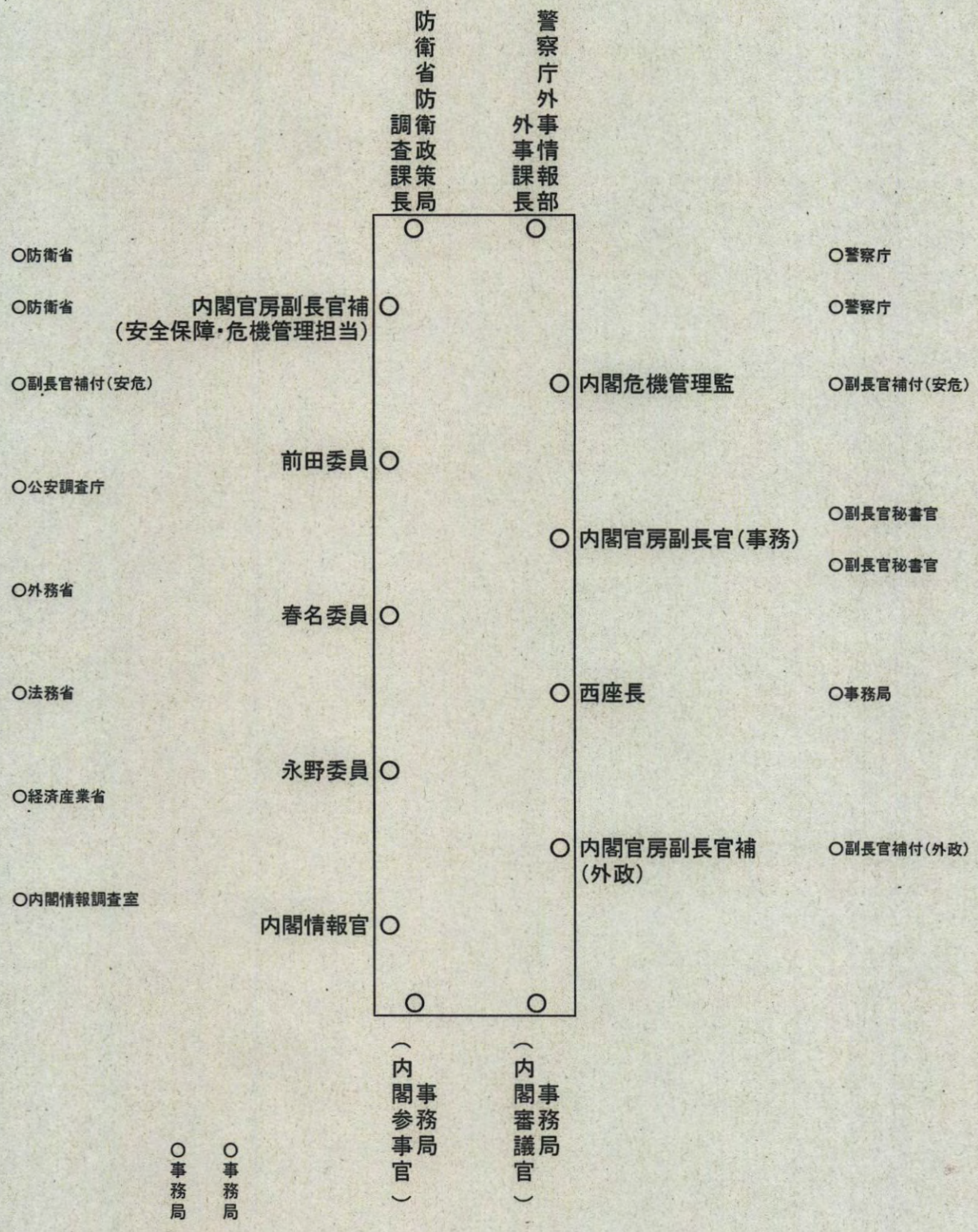

席上回収

外国情報機関等による
情報収集活動の実態

警察庁警備局外事情報部外事課

過去10年間の主な事件

席上回収

ロシア	中国	北朝鮮
【平成12年】 ボガチョンコフ事件		【平成12年】 新宿百人町事件
		【平成13年】 九州南西海域における不審船事案
【平成14年】 シェルコノゴフ事件		
	【平成15年】 国防協会事件	【平成15年】 東中野事件
		【平成16年】 布施寿町事件
【平成17年】 サベリエフ事件		
	【平成18年】 中国事業顧問事件	
【平成18年】 ペツケビチ事件	【平成19年】 無人航空機不正輸出事件	
	【平成19年】 在日中国人技術者による企業データ不正入手事件	
【平成20年】 ベラノフ事件		【平成20年】 真空ポンプ等不正輸出事件
		【平成21年】 タンクローリー不正輸出事件
		【平成21年】 磁気測定装置不正輸出事件

席上回収

対日有害活動の現状

ロシア

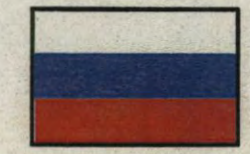

◆ 大使館員等の身分で入国した情報機関員が軍事転用可能な先端科学技術情報や政治、経済、軍事等の情報を**合法、違法を問わず幅広い手段で収集**

中国

◆ 我が国の先端科学技術に高い関心を有し、**我が国からの技術移転の拡大を企図。学者、技術者、留学生等を介した多様かつ巧妙な情報活動を展開**

北朝鮮

◆ **工作船で密入国したり、日本人になりすます**などした工作員が、**日本や韓国の政治、経済、外交、軍事等に関する情報収集を展開**するほか、北朝鮮に有利な政策や世論を形成することをねらい、**各界各層に対する諸工作を展開**

ロシアの主要な情報機関

席上回収

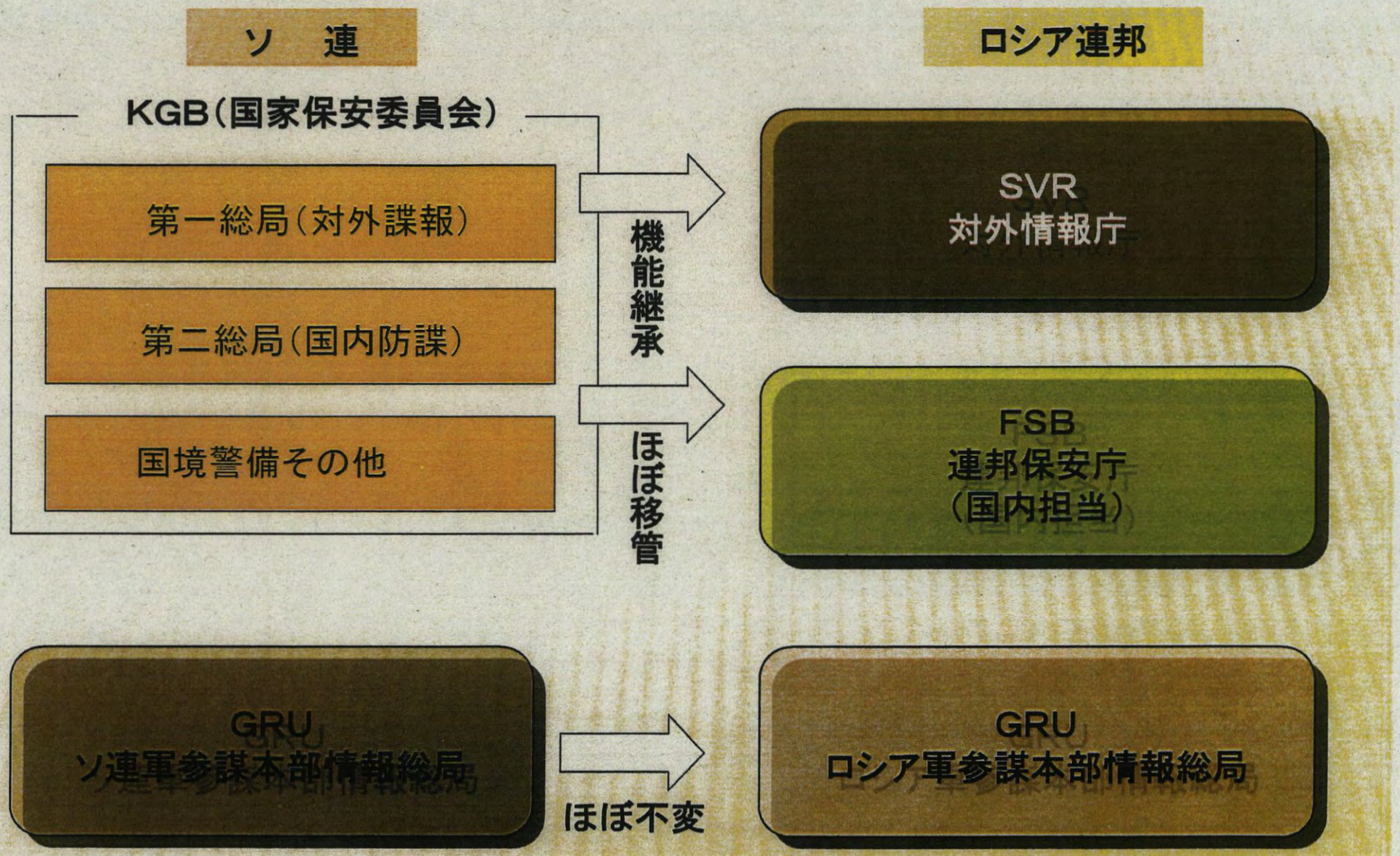

席上回収

ボガチョンコフ事件

海上自衛隊三等海佐が、GRU機関員とみられる在日ロシア連邦大使館付海軍武官ボガチョンコフから工作を受け、海上自衛隊の秘密文書の写しと数十点の内部資料を現金等の報酬を得てロシア側に提供していたスパイ事件。（平成12年9月　警視庁・神奈川）

出会い

防衛研究所主催
安全保障
シンポジウム

都内の飲食店で十数回接触

海上自衛隊
三等海佐

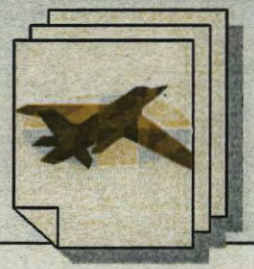

海上自衛隊
内部資料等

報酬（現金等）

ボガチョンコフ
（大使館付海軍武官）

席上回収

中国の主要な情報機関

国務院機関

公安部

1983年

公安部

国家安全部

軍機関

人民解放軍総参謀部第二部

人民解放軍総参謀部第三部

人民解放軍総政治部

在日中国人技術者による企業データ不正入手事案

席上回収

国内大手自動車部品メーカーに勤務する在日中国人技術者が、会社から貸与されたコンピュータに同社のデータベースから大量の図面データをダウンロードした上、無許可で自宅に持ち帰り、複数の外部記録媒体に複製していた事件。（平成19年3月　愛知）

※本件は、民間企業における技術情報の領得に係る事件である。

席上回収

第2回　情報保全の在り方に関する有識者会議

情報漏えい事案発生の原因及び具体的対応

防　衛　省

（１）３等海佐による秘密漏えい事案

席上回収

① 事案の概要

○　防衛庁防衛研究所所属のＨ３等海佐（「Ｈ３佐」）は、平成１１年１月、都内で開催された安全保障国際シンポジウムの会場で在日ロシア大使館駐在武官のＢ海軍大佐（「Ｂ大佐」）と知り合った。

同年９月、Ｈ３佐が通訳を務めたロシア海軍駆逐艦の横須賀寄港関連行事でＢ大佐と再会して話をするなどしたところ、後日、Ｂ大佐から食事に招待され、２人で食事を共にした。

○　以後、Ｈ３佐は、自己の研究に役立てるため、旧ソ連海軍関係の資料をＢ大佐から入手することを期待して同人との接触を十数回にわたって続け、その過程で、難病を患っていたＨ３佐の長男に対する見舞金等の名称でＢ大佐から現金等を受け取った。

○　こうして接触を続けていく中で、Ｂ大佐から海上自衛隊に関する資料を求められたが、旧ソ連海軍関係資料を入手したいという一心と、同大佐から種々の名目で現金の提供を受けたことへの負い目から、Ｈ３佐が過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを、平成１２年６月、Ｂ大佐に渡したもの。

○　平成１２年９月、警視庁と神奈川県警の合同捜査本部は、Ｈ３佐を自衛隊法第５９条（秘密を守る義務）違反容疑で逮捕した。平成１３年２月１日、東京地裁において懲役１０ヶ月(求刑：懲役１年)の判決。

○　なお、Ｈ３佐は秘密保全義務違反として懲戒免職処分とされるとともに、関係者５２名を処分。

席上回収

② 主な原因

○ **秘密文書の取扱いの不徹底**

秘密文書を不正に複写する等の不適切な行為が行われるなど、秘密文書の取扱い要領が不徹底

○ **外部からの働き掛けに対する対応の不十分**

防衛交流の活発化により、ちょう報工作の対象となる機会や職員の範囲も増大しているにもかかわらず、対応が不十分。また、我が国において過去にちょう報事件の摘発実績のある国等に対する職員の警戒心が低下

○ **施設等機関等における保全機能の未整備**

Ｈ３佐が勤務していた防衛研究所を始めとする陸・海・空自衛隊の部隊及び機関以外の組織（施設等機関等）について、各自衛隊が有している調査隊のような組織の健全性を保全する機能が未整備

○ **職員の身上把握の不十分**

個人的弱点を抱える職員はちょう報工作の対象として狙われやすいところ、上司による職員の身上把握が不十分

③　講じた処置

席上回収

○　**秘密漏えい防止のための管理態勢等の整備**
関係職員の限定、秘密文書の的確な管理の徹底等

○　**秘密保全に係る罰則の強化**
「防衛秘密」制度の新設（自衛隊法の改正）

○　**外部からの働き掛けへの対応要領の制度化**
各国駐在武官等との接触要領の策定（各国駐在武官と接触する際の事前了解等）

○　**情報保全に関連する部隊の充実・強化**
各自衛隊の情報保全隊を新設（中央と地方の部隊の指揮系統を一元化し、施設等機関等の保全業務の支援を任務化）
※　平成２１年８月、陸海空情報保全隊を統合し、自衛隊情報保全隊を新編

○　**秘密を取り扱う職員の教育・身上把握の充実**
保全教育の拡充及び部隊等の長による十分な身上把握・カウンセリング等の充実（ちょう報工作の態様に関する保全教育の実施、ちょう報工作の対象として狙われやすい個人的弱点を抱える隊員の把握等）

○　**全庁的な情報保全体制の整備**
委員会を設置し、情報保全に係る施策のフォローアップを実施（事務次官を委員長とする防衛庁情報保全委員会）

（２）イージス事案

席上回収

① 事案の概要

○　平成１９年１月、海上自衛隊の護衛艦「しらね」所属の２等海曹の自宅を神奈川県警が妻の出入国管理及び難民認定法違反容疑で家宅捜索した際、秘密の疑いのある情報を記録した私有の外付けハードディスクが発見された。その後、発見されたデータには、イージスシステムに係る「特別防衛秘密」が含まれていることが判明した。

イージスシステム：目標の探索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピュータによって自動的に処理する防空システム。米国から供与。

○　神奈川県警と海上自衛隊警務隊は、協力して捜査を実施し、２等海曹が所持していたイージスシステムに係る「特別防衛秘密」は、艦艇開発隊に勤務していたＭ３等海佐（「Ｍ３佐」）が平成１４年５月から７月までの間、「イージスシステム幹部課程」履修のため米国へ留学することとなった際、上司から教育を受けた資料であることが判明した。

Ｍ３佐は、当該資料を私有パソコンにコピーしており、留学から帰国後の平成１４年８月頃、当該資料をＣＤに記録の上、当時海上自衛隊第１術科学校において教官として勤務していた３等海佐に送付し、その後、当該データは、３名の者を経て２等海曹に渡ったもの。

○　同年１２月１３日、Ｍ３佐を日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反の容疑で逮捕した。平成２０年１０月２８日、横浜地裁において懲役２年６月執行猶予４年の判決（求刑：懲役３年）（現在、控訴審において審理中。）。

○　防衛省の調査の結果、イージスシステムに係る「特別防衛秘密」の自衛隊外への流出は確認されなかったものの、外部流出のおそれも否定できない状態が存在していたことが判明した。

○　Ｍ３佐は秘密漏えい等として懲戒免職処分とされるとともに、関係者６２名を処分。

席上回収

② 主な原因

○ 隊員の保全意識の欠如

取り扱う情報を秘密と知りながら、関係規則を遵守することなく、無許可で特別防衛秘密を複製、送付、保有するなど、隊員の保全意識が欠如

○ 秘密保全態勢の不備

第１術科学校においては、イージスシステムに係る特別防衛秘密を使用して教育を行うこととはされていなかったにもかかわらず、かかる教育が個々の教官の判断で事実上実施

また、当該教育用資料が内部で使用されることを前提に作成され、秘密文書としての登録がなされなかったなど、秘密保全態勢が不備

○ ＰＣ等の管理態勢の不備

平成１８年以前においては、ＰＣ及び可搬記憶媒体の管理態勢が不十分であり、業務用データの外部持ち出しに対するチェックも行われていなかったなど、ＰＣ等の管理態勢が不備

○ 管理者等の指揮監督不十分

秘密文書等の無許可の持ち出しや他部隊への送付等が防止できず、管理者及び保全責任者の注意義務違反及び指揮監督不十分

席上回収

③　講じた処置

○　全隊員に対する保全意識の徹底

個別面談方式による全隊員に対する指導を実施するとともに、内局の課室長をチーム長とする特別行動チームを地方に派遣し、隊員の保全意識を向上（部隊等に赴き、情報流出防止に係る対策を徹底するとともに、部隊関係者に対するヒアリングを実施）

○　全隊員に対する自宅私有パソコンの業務用データの有無の確認

本人の同意を得て、自宅の私有パソコン等の確認を実施するとともに、ファイル共有ソフトの削除を促進

※　平成１８年に発生したインターネットを通じた情報流出事案を受け、様々な対策（職場からの私有パソコンの一掃、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体での業務用データ取扱いの禁止、ファイル暗号化ソフトの導入等）を実施していたところ

○　業務用データの不正持ち出しに係る懲戒処分等の基準の強化

上記確認後において、私有パソコン等により業務用データを取り扱った場合における懲戒処分等の基準を強化（免職対象の拡大等）

○　情報流出対策会議の設置

情報流出事案の再発防止を期すため、有識者５名の参加を得て、防衛大臣を長とする情報流出対策会議を設置（情報流出防止対策の審議・決定、実施状況の把握等）

席上回収

情報漏えい発生の原因
及び
その防止のための具体的対応

情報保全の在り方に関する有識者会議（第２回）

平成２１年８月２４日

内閣官房内閣情報調査室

内閣情報調査室職員に対するロシア大使館職員による情報収集活動事案

席上回収

事案の概要

○ 内閣情報調査室職員Aは、業務を通じ、在日ロシア大使館員と知り合った。

○ Aは、その後、歴代の同大使館員と接触を続ける中で、次第に金品の提供を受けるようになった。

○ やがて、Aは、部内情報を自ら取りまとめて提供するに至った。

○ 平成20年1月、Aは、収賄と国家公務員法違反（守秘義務違反）の疑いで書類送検された（不起訴処分（起訴猶予）、情報漏えい発覚直後に懲戒免職）。

主な反省教訓事項

○ 同種事案は、誰にでも起こり得るもの。

○ 服務指導や研修により、摘発への現実感を醸成して抑止力とすることも必要。

○ 職員に対するきめ細やかな教育や研修が不十分。

○ 情報保全一般に対する組織的な取組が不十分。

内閣情報調査室職員に対するロシア大使館職員による情報収集活動事案

席上回収

主な具体的対応

○ 情報保全に関する教育・研修の充実強化

－内容の質的向上、定期的受講の義務付け等

○ 情報保全に関する組織・管理体制の強化

・ 人的管理

－秘密取扱者適格性確認制度（セキュリティクリアランス制度）の的確な実施

・ 物的管理

－特別管理秘密制度の的確な実施、電磁的記録媒体の管理強化

持ち込み規制物品の見直し

総論・秘密の範囲・秘密の管理①
に関する考え方・論点

総論

『考え方(案)』P1、40～43

現状・ファクト

○ 外国情報機関等による情報収集活動の実態
○ 情報漏えい発生の原因及びその防止のための具体的対応

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について(案)

○ 我が国は、
① 外国情報機関等による情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること
② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること
③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること
といった必要性に迫られている現状にある
○ 秘密保全法制は、我が国の国益を保護するとともに、国の安全を確保するという目的に寄与するものでなければならない
○ 早期に実現可能性のある現実的なものとすることが重要である

論点

○ その他の法制化の必要性・意義

○ 上記結論の是非

秘密の範囲（秘密とすべき事項）

[redacted]

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）

[redacted]

対象とすべき秘密に該当し得るものとして考えられる具体的な事項の例

[redacted]

論点

[redacted]

[redacted]

秘密の範囲（秘密の作成又は取得の主体に関する範囲）

[redacted]

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）

[redacted]

論点

[redacted]

秘密の管理 （秘密の指定）

[redacted]

現状・ファクト

[redacted]

秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）

[redacted]

論点

[redacted]